

平成30年度 第3回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第3回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 6月5日(火) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安德	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	7番 鈴木 俊一
8番 武村 美枝子	9番 妻鳥 和美
10番 高橋 博	11番 坂上 宏
12番 尾崎 靖雄	13番 鈴木 博美
14番 高橋 藤信	15番 辻 政春

16番 河村 薫

17番 齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席委員(1名)

6番 篠原 義尚

出席農地利用最適化推進委員(22名)

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悦男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 静夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

16番 合田 篤夫

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

1番 脇 純樹

15番 河村 一碩

17番 鈴木 一郎

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

次 長 大西 唯文

係 長 岡田 昇

係 長 河村 由美子

係 長 石川 考太

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。大分、蒸し暑くなってきました。今晚からは本格的な梅雨入りということで、田植えやその準備で忙しくなってくると思います。体調には十分気をつけられて、農作業に取り組んでほしいと思います。5月の末に全国農業委員会会長大会が東京であり、それに出席してまいりました。その大会での内容をかいつまんで申し上げますと、全国的にも非常に耕作放棄地が増大しています。これの対策が緊急の課題となっていますが、国としても何とか農地の有効利用の観点から農地を集約して、農地中間管理機構を經由して貸し付けるというふうな考えを持っているようですが、農地の集約となると地域地域で非常に難しい問題が発生するという状況であります。四国中央市でこれからどのようにやっていくか、検討しなければいけないのですが、今日の総会後に昨年お願いしました農地パトロール、畑の全筆調査の地図をお渡しすることになっております。各地区の農業委員、推進委員で調査を暑い時期になりますが、お願いしてこの結果を基に貸し手、借り手の洗い出しをして1つでも農地の有効利用に役立てればと思っております。詳細については事務局の方から説明があると思います。よろしく申し上げます。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、6番 篠原

義尚委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、15番 河村一碩委員、17番 鈴木一郎委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、7番 鈴木 俊一委員、5番 押条 和司朗委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 考太君。

石川係長 受付番号59番～64番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号32、中曽根町の畑3筆、宅地1筆につきまして競売落札によるものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。養蜂をされるそうです。受付番号33、金砂町平野山の畑1筆につきまして、親戚からの贈与ということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。栗を栽培されるそうです。受付番号34、土居町野田の田1筆につきまして、進入路がないため、隣地を所有している譲受人へ有償移転するものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。米、野菜を栽培されるそうです。受付番号35、土居町野田の畑1筆につきまして、経営の安定を図るということで、持分の有償移転となっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号36、37、38は譲受人が同じですので合わせてご説明いたします。受付番号36、土居町北野の田2筆、受付番号

37、土居町北野の田3筆、受付番号38、土居町北野の田2筆につきましては、経営の安定を図るということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号39、土居町野田の田3筆につきましては、小作地を所有地にしたというので、小作地開放となっております。なお、譲受人の総経営農地面積が下限面積以下となっております。後ほど、議案第4号受付番号92でご説明いたしますが、利用権設定の申出がされております。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。受付番号40、土居町蕪崎の畑1筆につきましては、後継者がいないので、耕作放棄地にならないよう、隣地を所有している譲受人へ贈与するものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。花しばを栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号32番 質疑ありませんか。

委 員 問題ないと思います。

議 長 33番

委 員 異議ありません。

議 長 34番

委 員 この農地は報告第1号であったように以前は眞鍋榮子さんが耕作しておりましたが、合意解約となったということで問題ありません。また35番については異議ありません。

議 長 36番

委 員 36番、37番、38番異議ありません。

議 長 39番

委 員 異議ありません。

議 長 40番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する
ことに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の
許可取消願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消
願についてご説明いたします。受付番号1、土居町藤原4番耕地の田
1筆につきまして、平成29年5月総会において審議され、平成29年5
月8日付け、四農委指令(地3)第39号で許可した案件ですが、その
後、譲受人が契約を見直したため、取消願を提出されたものです。以
上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号1番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について、原案のとおり取消することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり取消することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、14件です。受付番号56、金生町山田井の案件について、受人は現在、実家の敷地内にある家屋に住んでいますが、子供も大きくなり、手狭となったことから申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅です。受人、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号57、上柏町の案件について、受人は不動産賃貸管理業を営んでおり、アパートの需要が高い当地区で土地を探していたところ、県外在住及び高齢のため、農作業が困難で処分を考えていた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇会社代表社員、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号58、上柏町の案件について、受人は現在住んでいる宅地には、駐車スペースが1台分しかなく、夫婦二人の自動車を駐車することができず困惑していたため、隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇。なお、すでに工事が始まっておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号59、60、中曽根町の案件について、受人、渡人が同じですので、まとめてご説明いたします。受人は太陽光発電事業を行っており、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、

○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号61、中之庄町の案件について、受人は当該申請地の北側で、食料品の製造販売を行っていますが、店頭販売だけでなく、新商品等を直接提供できる飲食スペースと厨房スペースを兼ね備えた店舗が必要であると考えていたところ、良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の店舗建設です。受人、株式会社○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号62、中之庄町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内で安い住宅を希望する人が多いため、住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、株式会社○○○○○○○○代表取締役、○○ ○○。なお、資材置場となっていますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号63、中之庄町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内で住宅を希望する人が多いにもかかわらず、提供できていないため土地を探していたところ、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、○○○○○有限会社代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号64、寒川町の案件について、受人は製紙・加工販売業を営んでおり、他社競合に勝つために、生産性が向上し、人件費のコスト削減にもなる大型機械を川之江の本社に導入することになりましたが、既存の施設の一部が収まらなくなるため、移動しても支障のない加工設備の設置場所を探していたところ、適地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事務所、倉庫、加工場建設です。受人、○○○○○○株式会社代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号65、豊岡町豊田の案件について、受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため日照通風の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号66、土居町上野の案件について、受人は太陽光発電事業を行っており、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、株式会社○○○○○○代表取締役、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号67、土居町畑野の案件について、受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため日照通風の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号68、土居町小林の案件について、受人は他県に住んでいる叔父が所有する農地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、○○○○○。な

お、すでに造成されていますが、始末書は出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号69、土居町津根の案件について受人は宅地建物取引業を営んでおり、交通の便が良く、住環境が良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議長 受付番号56番

委員 異議ありません。

議長 57番

鈴木俊一委員 57番異議ありません。58番は見に行ったところ工事が始まっていたが、始末書が出ているということで異議ありません。

議長 59番

立川推進委員 59番については問題ないと思います。60番の817-1については、草はなかったのですが、残りは1メートルくらいの草があって、隣の人刈ったのと川渕が水利組合が刈ったぐらいで、太陽光設備ができるとなるときれいにしてくれると思うので問題ありません。

議長 61番

委員 61番、62番、63番、異議ありません。

議長 64番

妻鳥委員 土地の持ち主は地区外の人が半数で、地域の持ち主も高齢で自宅から距離があって止むを得ないのではないかと思いますので、異議ありません。

議 長 65番

委 員 異議ありません。

議 長 66番

尾崎委員 今現在は完全に荒地となっています。太陽光発電設備設置で荒地も解消になるので異議ありません。

議 長 67番

加地推進委員 この農地の所有者は昨年、契約が終わって新たに2年貸していたのですが、解除となり自分でも農業ができないということで止むを得ず太陽光発電施設にということで異議ありません。

議 長 68番

渡邊推進委員 昨年の農地パトロールの時でも草が延び放題になっておって景観上よろしくなかったのですが、今現在は整地して始末書も出ているということで景観上も良くなったのと南側も太陽光発電施設となっているので異議ありません。

議 長 69番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

- 議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号87番～97番を議案書により説明)
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号98番から101番については再設定であります。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 それでは受付番号87番、質疑ありませんか。
- 委員 87番、88番、89番、異議ありません。
- 議長 90番
- 委員 90番、91番、異議ありません。
- 議長 92番
- 委員 異議ありません。
- 議長 93番
- 委員 93番から96番まで異議ありません。
- 議長 97番
- 委員 異議ありません。
- 議長 受付番号98番から101番の再設定について、質疑はありますか。
- 議長 ほかに、質疑はありますか。
- 議長 ほかにないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。
(大西次長、受付番号3番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議長 受付番号3番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号7番～8番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号7番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、
廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求め
めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がな
い旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、
すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何か
ご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いた
します。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:10)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名す
る。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

鈴木 俊一

委 員

押本 和司朗